

八尾市（平成 19 年 6 月 20 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造が混合した構造（以下「混構造」という。）の建築物で、次の表の（イ）欄に掲げる用途の区分に応じ、その用途に供する部分が同表の（ロ）欄に掲げる規模に該当するもの	◆基礎工事（※1） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）の、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）	法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）の基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）
	◆建方工事（※3） （1. 木造） 屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁筋かい、接合金物が目視できる工程）	壁の外装工事又は内装工事（枠組壁工法にあつては、枠組の壁又は天井を設ける工事）
	（2. 鉄骨造） 2 階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
	（3. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）	2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）
	（4. その他の構造） 屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
（5. 混構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）	左欄に掲げる工事に係る構造に対応する構造の区分に応じた特定工程後の工程の工事	

- （※1） 基礎の配筋工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事
- （※2） 法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く
- （※3） 当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

適用除外 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物